

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年8月25日（火） 10：03～10：21

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

欠席者：茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○政令 10件

○人事 4件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、豪雨による災害対応関係2件について、御決定をお願いいたします。「令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」は、同災害により被害を受けた災害救助法適用区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、金利軽減の特別措置を講ずるものであり、「同災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。即位の礼に当たり行う特別基準恩赦として、刑の執行の免除を行うものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「マイナンバー法施行令の一部を改正する政令」は、法務大臣が戸籍関係情報を行政機関の長等に提供するに当たり必要となる情報提供用個人識別符号の取得手続等について定めるものであります。

次に、「国家戦略特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月1日とするものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要な区域データの提供に関する基準等を定めるものであります。

次に、「サービス産業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令」は、同給付金について、経済産業大臣は、その申請者が同大臣から指定を受けた者に対して当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができることとするものであります。

次に、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令」は、国家公務員共済組合法による退職等年金給付に係る標準報酬の区分の改定措置を勘案して、私立学校教職員共済法による同給付に係る標準報酬の区分の改定等を行うものであります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」は、同法の規定に基づき、生活関連物資等として指定している衛生マスク及び消毒等用アルコールの転売規制を解除する等の措置を講ずるものであります。

次に、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年8月31日とするものであり、「同法施行令」は、Society 5.0の実現に不可欠な社会基盤となる同システムの要件等を定めるものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部を改正する政令」は、本年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等の改

正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、財務副大臣遠山清彦外1名に、アフリカ開発銀行総務会第55回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずること外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、内閣府及び防衛施設中央審議会委員人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣府独立公文書管理監秋山実が最高検察庁へ転出し、その後任に最高検察庁検事官川博行を、充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、二俣正美外568名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「円借款の供与に関する書簡」をケニアとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「保健セクター政策借款」に80億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、27日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、6か国に対する計6件、総額11億円の贈与を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、武田大臣。

○武田国務大臣：令和2年度「防災の日」総合防災訓練について、御説明いたします。

政府においては、9月1日の「防災の日」に、総合防災訓練として、閣僚の徒歩等による参集訓練を実施するほか、官邸において、政府の緊急災害対策本部の運営訓練を実施いたします。本年の緊急災害対策本部の運営訓練では、南海トラフ地震を想定し、官邸と徳島、高知、大分の3県知事との間でテレビ会議を行うなど、実践に即した訓練を実施いたします。なお、例年は官邸での本部運営訓練の後、9都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練を行いますが、本年の9都県市合同防災訓練は11月1日に開催予定のため、9月1日には現地調査訓練は行いません。また、8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間中、各省庁には、「職員の安否確認訓練」、「職員の非常参集訓練」、「各省庁における災害対策本部の設置・運営等訓練」の実施をお願いしております。各閣僚におかれましては、「防災の日」総合防災訓練の実施への協力とともに、各省庁での防災訓練に取り組みれますよう、お願いいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：国立大学法人一橋大学の学長蓼沼宏一は、8月31日付けで退任いたしますが、その後任に国立大学法人一橋大学教授中野聡を9月1日付けで任命

いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：先週公表された2020年4—6月期GDP速報では、実質成長率は前期比マイナス7.8%、年率に換算するとマイナス27.8%となり、比較可能な1980年以降で最大の落ち込みとなりました。4月・5月は緊急事態宣言の下、経済をいわば人為的に止めていた影響により、このように厳しい結果となったものの、特別定額給付金や持続化給付金など12兆円を超える各種支援策による下支えの効果もあり、年率マイナス30%から60%となった欧米諸国と比べるとGDPの減少幅は抑えられています。一方で、5月下旬の緊急事態宣言解除以降、個人消費に持ち直しの動きがみられるとともに、米国や中国の経済活動が持ち直す中で輸出にもプラスの効果が現れており、輸出の伸びが国内の生産、雇用の回復に繋がることを期待しています。政府としては、本年4月・5月を底として、経済を内需主導で成長軌道に戻すことができるよう、7月の長雨や足下にかけての感染者数の増加が消費に与えた影響に注意しつつ、感染拡大防止策を講じながら、「新たな日常」の下で経済活動と社会活動の両立を図ります。こうした考えの下、今回の危機を変革の機会とすべく、骨太方針2020に掲げたデジタル化、地方創生、人・イノベーションへの投資、包摂的な社会の実現など「新たな日常」を早期に実現するための主要施策について、政策目標と達成に向けた手段、政策スケジュールを明らかにする「実行計画」を年末までに策定してまいります。これにより、来年度予算や税制、規制改革などの制度改正を含め総合的に実行し、誰もが成長を実感できる「質」の高い経済社会の早期の実現を目指します。関係閣僚におかれては、「実行計画」に盛り込むべき内容の具体化を早急に進めていただき、年内の実行計画策定に向けた御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



資料あり ○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（防衛省）

資料あり ◎人 事  
○財務副大臣遠山清彦外 1 名にアフリカ開発銀行総務会第 5 5 回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命じ，外務省北米局長市川恵一外 1 名に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 5 条による合同委員会日本政府代表等を，在フランス日本国大使館参事官阿部康次外 2 名に博覧会国際事務局総会日本政府代表を命免することについて（決定）

〃 ○各府省幹部職員等の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし ☆渡部勇次外 3 2 名を判事兼簡易裁判所判事等に任命することについて（決定）

資料あり ☆北見工業大学名誉教授二俣正美外 5 6 8 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆消費者物価指数（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 2 年 〕  
〔 8 月 25 日 〕 ( 火 )

◎ 一 般 案 件

- 資 料  
な し
- 円 借 款 の 供 与 に 関 する 日 本 国 政 府 と ケ ニ ア 共 和 国 政 府 と の 間 の 書 簡 の 交 換 に つ い て ( 決 定 )  
( 外 務 省 )
  - 〃 ○ 無 償 資 金 協 力 に 係 る 取 極 の 締 結 ( 令 和 2 年 度 第 5 次 取 り ま と め 分 ) に つ い て ( 決 定 ) ( 同 上 )

[ ○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し ]